



# 石川島建材工業ニュース

NO. 81

平成18年5月15日

各位

東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

**石川島建材工業株式会社**

代表取締役社長 藤本 幸男

(コード番号 5276 東証第2部)

(決算期 3月31日)

問合せ先 常務取締役財務部部長

窪田 利通

(TEL. 03-5221-7211)

当社の親会社 **石川島播磨重工業株式会社**

代表取締役社長 伊藤 源嗣

(コード番号 7013 東証第1部)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月28日開催予定の第32回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 事業内容の多様化及び今後の事業展開に備えて、目的事項の追加を行うものであります。(現行款第2条)
- (2) 当社の公告の方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定める規定に変更を行うものであります。(変更案第5条)
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
  - ① 単元未満株主の権利を明確にする旨の規定を新設するものであります。(変更案第11条)
  - ② 株主総会招集地を明確にする旨の規定を新設するものであります。(変更案第14条)
  - ③ 株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示した場合、株主に対して提供したものとみなすことができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第19条)
  - ④ 取締役会の機動的、効率的運営を図るため、取締役会を開催せずに書面決議により取締役会の決議があったものとみなすことができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第27条)

⑤取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、その職務を行うにあたり善意にしてかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって法令の規定する限度内でその責任を免除する旨の規定を新設し、併せて社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。

なお、取締役の責任免除規定の新設ならびに社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。(変更案第30条、第39条)

⑥第6章として、新たに会計監査人に関する規定を新設するものであります。(変更案第40条、第41条)

⑦その他全般にわたり、「会社法」に合わせた用語及び引用条文などについて所用の変更を行うものであります。

(4) その他、条文の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行う他、一部字句の変更を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、添付のとおりであります。

## 3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催日 平成18年6月28日

定款一部変更の効力発生日 平成18年6月28日

以 上

[定款変更の内容]

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号) 第1条 当社は、石川島建材工業株式会社と称し、英文では ISHIKAWAJIMA CONSTRUCTION MATERIALS Co.,Ltd.と表示する。	(商 号) 第1条 (現行どおり)
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) コンクリート製品、土木・建設資材、プレハブ構築物および土木・建設用機械器具の設計・製作・販売・賃貸・据付・修理に関する事業 (2) 土木および建築工事の設計・施工に関する事業 (3) 前各号に掲げた事業のコンサルティングに関する事業 (新設) (4) 前各号に付帯関連する一切の事業 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。  (新設)	(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) コンクリート製品、土木・建設資材、プレハブ構築物および土木・建設用機械器具の設計・製作・販売・賃貸・据付・修理に関する事業 (2) 土木および建築工事の設計・施工に関する事業 (3) 前各号に掲げた事業のコンサルティングに関する事業 <u>(4) 労働者派遣に関する事業</u> (5) 前各号に付帯関連する一切の事業 (本店の所在地) 第3条 (現行どおり)
	(機 関) 第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>
(公告方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行する株式の総数) 第5条 <u>当社が発行する株式の総数は、5,900万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u>  (新設)	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、5,900万株とする。
(自己株式の取得) 第6条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議</u>	(株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> (自己の株式の取得) 第8条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1 単元の株式の数)</p> <p>第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、1, 0 0 0 株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式（以下、「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。</p> <p>(新設)</p>	<p>自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は、1, 0 0 0 株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第 10 条 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下、「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 11 条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 9 条 当社の株式の名義書換・質権の登録・信託財産の表示・株券の交付および再発行・株券喪失登録の手続・単元未満株式の買取り・実質株主通知の受理その他株式に関する手続および株券の種類・手数料その他株式の取扱いについては、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿をむ。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換・株券喪失登録の手続・単元未満株式の買取り・実質株主通知の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿をむ。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(基準日)</p> <p>第 11 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項その他定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者とするができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (総会の招集)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年6月これを招集する。</p> <p>2. 臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集者)</p> <p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集する。</p> <p>2. 取締役社長事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(議 長)</p> <p>第 14 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。</p> <p>2. 取締役社長事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>	<p style="text-align: center;">(株式取扱規程)</p> <p>第 13 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (株主総会の招集)</p> <p>第 14 条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2. 当社の株主総会は、東京都区内で開催する。</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 15 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 16 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第 <u>15</u> 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 <u>16</u> 条 株主は、議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。<u>ただし、株主または代理人はあらかじめ総会ごとに代理権を証する書面を当会社にさし出すものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 <u>17</u> 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 <u>18</u> 条 株主は、<u>当会社</u>の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 <u>19</u> 条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 <u>17</u> 条 当会社の取締役は12名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第 <u>18</u> 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 <u>20</u> 条 当会社の取締役は、<u>12名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 <u>21</u> 条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠として選任された取締役の任期は、<u>退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>3. <u>増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 20 条 <u>当会社を代表する取締役は、取締役会の決議により、これを定める。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 21 条 <u>取締役会の決議により、取締役社長 1 名を選任し、また必要に応じ取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができる。</u></p> <p>(分 掌)</p> <p>第 22 条 取締役社長は、取締役会の決議を執行し、会社の業務を統轄する。</p> <p>2. 取締役社長事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを代行する。</p> <p>3. 役付取締役は、取締役社長を補佐し、定められた事項を分掌・処理する。</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、取締役会長がこれを招集し、<u>その議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長が欠員の場合または取締役会長が事故ある場合は取締役社長、取締役社長事故ある場合は取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の<u>少くとも 3 日前までに取締役および監査役の全員に対してこれを発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (削除)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定する。また、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u> (削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 25 条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに<u>各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議<u>をもってこれを定める。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 27 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 28 条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会 (員 数)</p> <p>第 27 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。 (選 任)</p> <p>第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. <u>監査役は、その互選によって 1 名以上の常勤監査役を定める。</u></p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会 (員 数)</p> <p>第 31 条 当会社の監査役は、<u>4 名以内とする。</u> (選任方法)</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使<u>することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第 29 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 30 条 監査役会の招集通知は、<u>会日の少くとも 3 日前までに監査役の全員に対してこれを発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 31 条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第 32 条 監査役の報酬および退職慰労金は、<u>株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(<u>常勤の監査役</u>)</p> <p>第 34 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 35 条 監査役会の招集通知は、<u>会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 36 条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役会規則</u>)</p> <p>第 37 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 38 条 監査役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第 39 条 <u>当会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第6章 会計監査人
(新設)	<u>(選任方法)</u> 第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。
(新設)	<u>(任 期)</u> 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
	2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。
第6章 計 算 (営業年度と決算期)	第7章 計 算 (事業年度)
第33条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末に決算を行う。	第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
(利益配当金)	(剰余金の配当の基準日)
第34条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または質権者に支払う。	第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
(新設)	2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(中間配当金)	(中間配当)
第35条 取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または質権者に対し、中間配当(商法第293条ノ5に定める金銭の分配をいう。)を行うことができる。	第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。
(配当金の除斥期間)	(配当の除斥期間)
第36条 利益配当金ならびに中間配当金が支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。 2. 未払いの利益配当金および中間配当金には利息をつけない。	第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 (削除)

以 上